

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの住民基本台帳の閲覧は 1 件でした。内容については、下表のとおりです。

個人又は法人（住民基本台帳法第 11 条の 2 第 12 項に基づく公表分）

閲覧申出者	閲覧年月日	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和 5 年 5 月 30 日	消費動向調査（委託者：内閣府経済社会総合研究所）	・名瀬朝仁町 ・名瀬朝仁新町 ・名瀬大字朝仁 日本国籍を有する男女個人 72 人

問い合わせ先

奄美市市民課市民サービス係

Tel : 0997-52-1111（内線 5233）